

ふじみ野市議会議員政治倫理条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(調査請求権)</p> <p>第5条 市民(市議会の議員及び市長の選挙権を有する者をいう。)<u>又は議員</u>は、次に掲げる事由があるときは、<u>市民にあっては市民50人以上の者の連署を、議員にあっては議員の定数の3分の1以上の者の連署をも</u>って、その代表者から、疑うに足りる事実の証拠資料を添え、議長に対し調査を請求することができる。この場合において、請求された調査の内容が議長に関するものであるときの請求先は、副議長とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 議員が<u>前条第1項</u>の市の工事等に関する遵守事項に違反した疑いがあるとき。</p> <p>2 市民<u>及び議員</u>は、個人の利益若しくは不利益又は特定の政治的な目的のために、請求権を行使してはならない。</p> <p>(政治倫理審査会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。</u></p> <p><u>10～14</u> (略)</p>	<p>(調査請求権)</p> <p>第5条 市民(市議会の議員及び市長の選挙権を有する者をいう。)は、次に掲げる事由があるときは、市民50人以上の者の連署をもって、その代表者から、疑うに足りる事実の証拠資料を添え、議長に対し調査を請求することができる。この場合において、請求された調査の内容が議長に関するものであるときの請求先は、副議長とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 議員が<u>第4条第1項</u>の市の工事等に関する遵守事項に違反した疑いがあるとき。</p> <p>2 市民は、個人の利益若しくは不利益又は特定の政治的な目的のために、請求権を行使してはならない。</p> <p>(政治倫理審査会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9～13</u> (略)</p>